

九十九里町津波避難計画

平成27年3月

九十九里町

目次

1. 総則	1
1) 計画の目的	1
2) 計画の対象	1
3) 計画の修正	1
4) 用語の意味	1
5) 津波避難の考え方	3
2. 津波避難計画	4
1) 津波浸水予想地域と避難対象地域の設定	4
2) 避難困難地域	6
3) 避難施設	8
4) 津波避難道路	9
5) 避難の手段	9
6) 津波避難地図	12
3. 初動体制	14
1) 津波発生時の初動体制	14
2) 配備体制	15
4. 津波情報等の収集と伝達	16
1) 津波情報等の収集	16
2) 津波の監視	17
3) 津波情報の伝達	18
5. 避難勧告・避難指示の発令と伝達	20
1) 避難勧告・避難指示の発令基準	20
2) 避難勧告・避難指示の発令	20
3) 避難勧告・避難指示の伝達	21
6. 平常時からの津波避難対策	23
1) 住民の津波への備え	23
2) 観光客、海水浴客、観光施設等の避難支援対策	24
3) 避難行動要支援者の避難支援対策	24
4) 町による津波避難支援対策	24

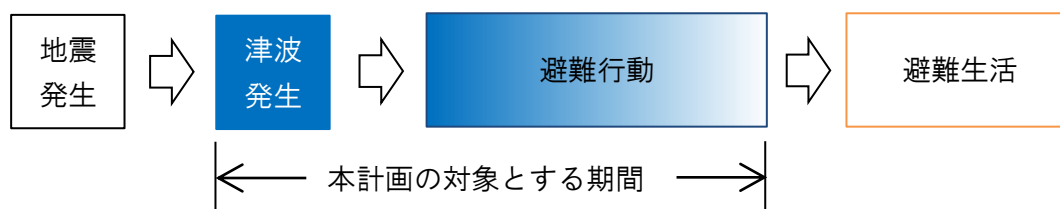
1. 総則

1) 計画の目的

九十九里町津波避難計画（以下「本計画」という。）は、九十九里町に影響がある津波が発生した場合に、住民等が円滑に避難を行うため、津波避難の方針について定めることを目的とする。

2) 計画の対象

本計画の対象とする期間は、住民等の生命や身体の安全を確保するため、津波発生直後から避難行動までとする。



3) 計画の修正

本計画は、以下の場合等において、見直しが必要であると認めるときは、これを修正する。

- 町内の土地利用や人口構造等の社会環境に大きな変化があった場合
- 津波災害に関する新たな知見が得られた場合
- 避難訓練の実施・検証結果により、見直しが必要な場合
- その他、町長が見直す必要があると認めた場合

4) 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は次に示すとおりである。

■用語の意味

用語	用語の意味
① 津波浸水予想地域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予想される範囲をいう。本計画では、千葉県津波浸水予測図（大津波警報 10m）及び国土地理院の調査による東日本大震災の津波浸水範囲概況図を基にしている。
② 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき町が定める範囲をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。

5) 津波避難の考え方

(1) 津波避難の基本

「素早い避難は、最も有効で重要な津波対策である」

相手が自然である以上、現在、整備している津波防護施設等を超える津波の発生など、常に想定を超える津波が発生する可能性があることを認識し、津波による人的被害を軽減するため、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となる。

(2) 津波避難行動の原則

「ただちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難する」

津波から避難するに当たっては、津波警報等が発表された場合や、強い揺れ、あるいは弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には、津波の来襲を想定し、避難対象地域を越え、海岸や河川から遠く離れた高い場所（内陸）まで迅速に避難することを避難行動の原則とする。

■ 津波避難行動



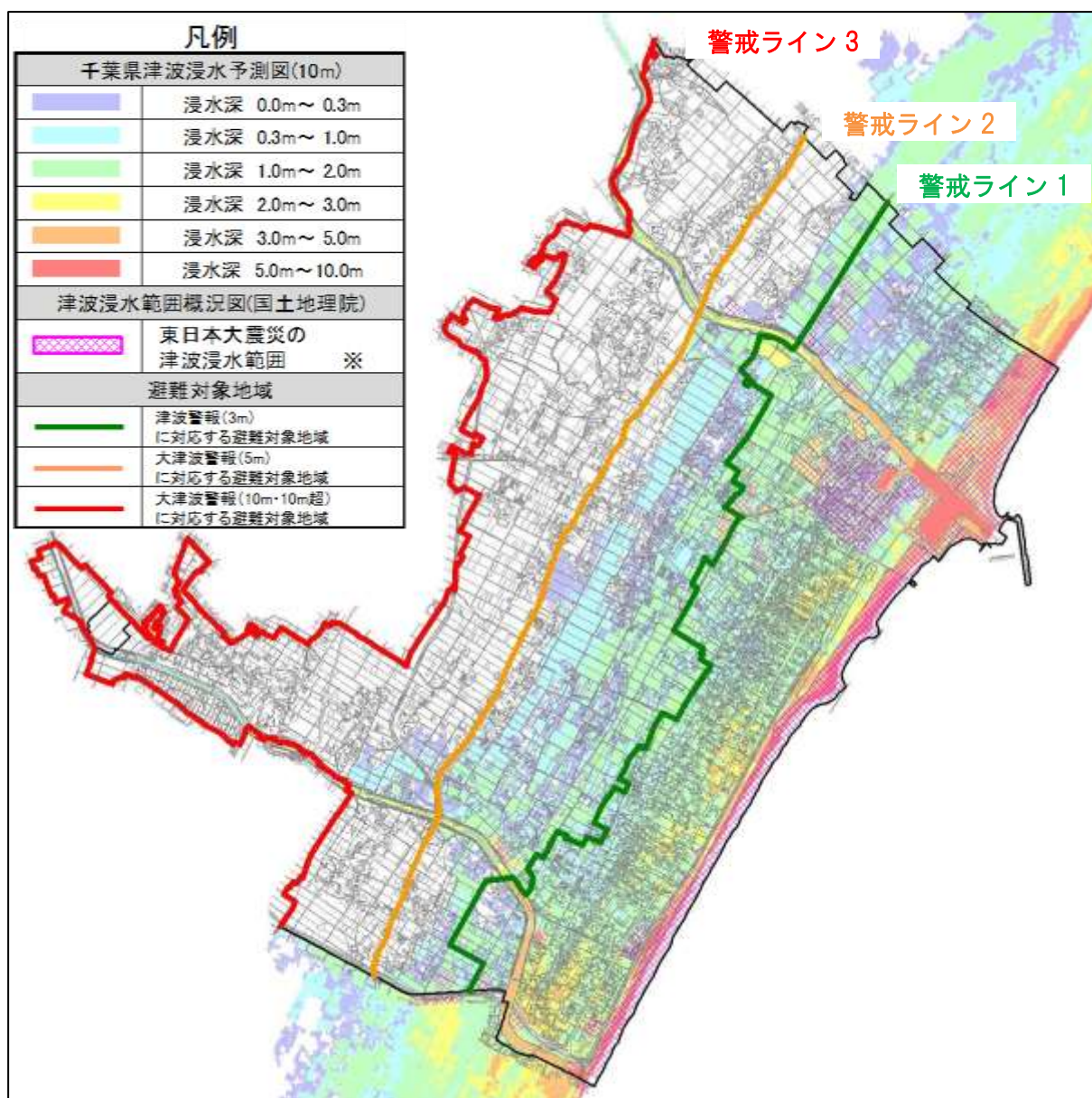
2. 津波避難計画

1) 津波浸水予想地域と避難対象地域の設定

(1) 津波浸水予想地域

津波浸水予想地域は、千葉県津波浸水予測図に示された、大津波警報（10m）の津波浸水予想及び、国土地理院の調査による東日本大震災の津波浸水範囲概況図による。

■津波浸水予想地域と避難対象地域



※ 国土地理院の浸水範囲概況図は、地震後に撮影した空中写真及び観測された衛星画像を使用して、津波により浸水した範囲を判読した結果をとりまとめたものです。浸水のあった地域でも把握できていない部分があります。また、雲等により浸水範囲が十分に判読できていないところもあります。

(2) 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水予想地域を参考に、気象庁が発表する津波注意報・警報等の発表基準に応じて、次のとおりとする。

情報	避難対象地域	備 考
① 津波注意報 (1m)	・ 居住地域の浸水のおそれは小さいため 避難対象地域は定めない。	
② 津波警報 (3m)	・ 沿岸 16 自治区（警戒ライン 1） 【該当自治区】 真亀納屋 3・5、真亀納屋 4、真亀新田、 不動堂納屋、西野納屋、下貝塚納屋、 藤下納屋、細屋敷納屋、粟生納屋、 屋形、須原、西の下、北の下、荒生納屋、 小関納屋、作田納屋	東日本大震災の津波浸水範囲を参考とし、沿岸の 16 自治区を避難対象地域とする。
③ 大津波警報 (5m)	・ 県道 122 号飯岡片貝線、県道 123 号一宮 片貝線（準県）より海側（警戒ライン 2） 【該当自治区】 真亀丘（一部）、真亀納屋 3・5、 真亀納屋 4、真亀新田、不動堂丘（一部）、 不動堂納屋、西野納屋、下貝塚丘（一部）、 下貝塚納屋、藤下納屋、細屋敷納屋、 粟生丘（一部）、粟生新田、粟生納屋、 宿、川間（一部）、水神山・新堀新田、 北増、中新田、中里（一部）、下モ谷、 下タ谷、中央、屋形、須原、西の下、 西（一部）、前里、新生、北・南北新田、 北の下、荒生納屋、 小関・八川・渋川・大榎（一部）、 小関納屋、作田丘（一部）、作田納屋	東日本大震災の津波浸水範囲を参考とし、より安全化を図る観点から、県道 122 号飯岡片貝線・県道 123 号一宮片貝線（準県）より海側を避難対象地域とする。
④ 大津波警報 (10m、10m 超)	・ 町全域（警戒ライン 3）	千葉県 10m 津波の浸水予測範囲を参考とし、より安全化を図る観点から、町の全域を避難対象地域とする。

(3) 津波到達予想時間

津波の到達予想時間は、千葉県が実施した元禄地震津波のシミュレーション結果を基に、九十九里町における津波第一波の到達時間を考慮して次のとおり設定する。

津波到達予想時間：43 分（※） ⇒ より安全化を図り 40 分 とする。

※ H23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）より

2) 避難困難地域

(1) 避難可能距離

災害時の避難方法は、『徒歩』が原則とされているが、九十九里町の場合は、

町内に高台がなく平坦な地形であり、
避難対象地域の外までに相当な距離がある

ことから、『自動車を利用した避難』についても想定を行うものとする。

①徒歩による避難可能距離

千葉県津波避難計画策定指針（平成 22 年 10 月）では、徒歩による避難速度を 1.0m/秒（分速：60m、時速：3.6km）としている。これを参考に、以下のとおり徒歩による避難可能距離を算出した。

■徒歩による避難可能距離

避難速度	×	（津波到達時間	－	避難の準備に要する時間）	=	避難可能距離
60m/分	×	40 分	－	5 分	=	2,100m

ただし、千葉県津波避難計画策定指針では、徒歩により避難できる限界の距離は最長で 1,000m 程度を目安としていることから、

徒歩による避難可能距離は、1,000m とする。

②自動車による避難可能距離

宮城県津波対策ガイドライン（平成 26 年 1 月）では、自動車による避難速度を 3.0m/秒（分速：180m、時速：10.8km）としている。これを参考に、以下のとおり自動車による避難可能距離を算出した。

■自動車による避難可能距離

避難速度	×	（津波到達時間	－	避難の準備に要する時間）	=	避難可能距離
180m/分	×	40 分	－	5 分	=	6,300m

以上のことから、

自動車による避難可能距離は、6,300m とする。

(2) 避難困難地域

徒歩による避難可能距離(1,000m)を基に、津波警報(3m)及び大津波警報(5m・10m・10m超)に対応する避難可能範囲を設定し、避難可能範囲以外の地域を避難困難地域として以下のとおり抽出した。

■津波警報(3m)



■大津波警報(5m)

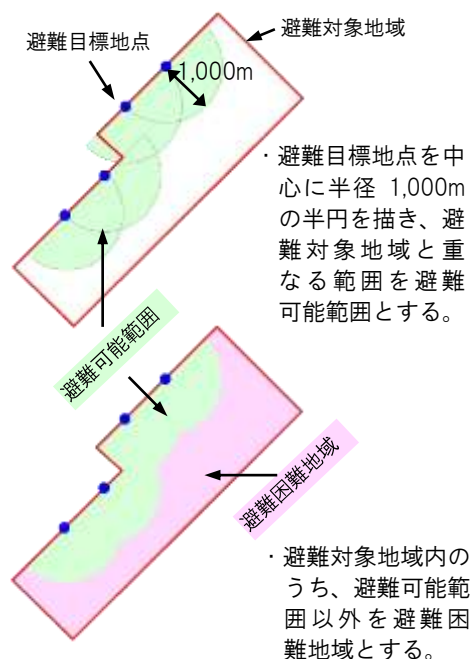


■大津波警報(10m・10m超)



■避難困難地域の抽出方法

避難目標地点は、避難対象地域の外縁と海岸線から垂直方向に延びる道路との交点とした。



なお、自動車による避難可能距離(6,300m)を基に避難可能範囲を検討したところ、自動車による避難が困難な地域は抽出されなかった。

3) 避難施設

本町の津波発生時の避難施設は、次のとおりとする。

このうち、津波避難ビルと津波避難タワーは津波からの避難が困難となった場合に、緊急的に利用する施設とする。

■津波避難場所

名 称	所在地	収容 人数	津 波 注意報 (1m)	津 波 警 報 (3m)	大津波 警 報 (5m)	大津波 警 報 (10m・10m 超)
中央公民館	片貝 2915	637	(自主)	×	×	×
九十九里中学校	片貝 1899-4	2,690	×	○	○	×
九十九里高等学校	片貝 1910	2,238	×	○	○	×
(町外) 東金アリーナ、 豊成小学校、 鳴浜小学校 他	山武郡市の 市町 ※	—	×	×	○	○

※ 山武郡市の市町（東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町）では、津波等による大規模災害に対応するため、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」を締結しました。この協定により、被災市町が応援を要請した場合、山武郡市内の避難施設を利用することができることになりました。

■津波避難ビル

名 称	所在地	収容 人数	避難場所	入 口
国民宿舎 サンライズ九十九里	真亀 4908-14	775	3～5 階展望ロビー	正面入口
(株)メディセオ 九十九里研修センター	真亀 4085	300	2 階、3 階	南東側正面入口
シャロームⅡ	片貝 1629	50	屋上エリア	南東側正面階段
宗教法人 妙智会教団 千葉聖地	片貝 4184	1,655	練成会館 2 階、3 階	南側正面玄関
		1,306	道場棟 2 階	東側正面玄関
医療法人社団慈優会 住宅型有料老人ホーム シルバーシャドウ	片貝 2705-7	390	屋上エリア	正面玄関
創価学会 九十九里会館	片貝 3409-1	300	屋上エリア	屋外階段入口

■津波避難タワー

名 称	所在地	最上階の標高 (T.P. m)	収容人数
小関納屋地区津波避難タワー	小関 2347-98	16.95	146

4) 津波避難道路

津波から避難する場合、避難対象地域から避難対象地域の外まで、避難に用いる道路について、地域の状況を考慮したうえで町が設定するものである。

《津波避難道路の条件》

1. 大津波警報（10m・10m超）が発表された場合、町内全域が避難対象地域となることを考慮し、避難対象地域の外まで抜けられる道路を基本とする。
2. 津波が河川を遡上し、はん濫するおそれを考慮し、河川沿いの道路は対象外とする。

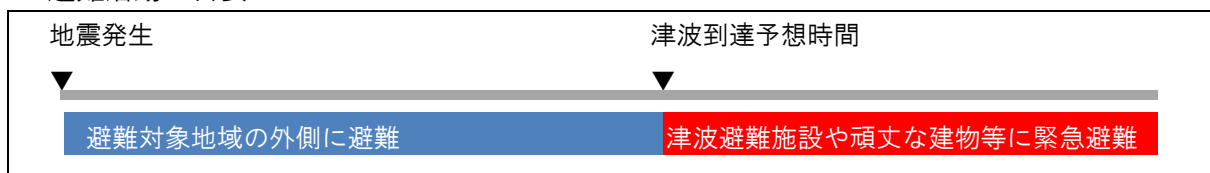
なお、実際に避難を行うにあたっては、普段から日常生活に利用している道路も含め、自らが避難先まで迅速に避難可能な経路を複数選定し、避難経路を各自で定めるものとする。

5) 避難の手段

津波から避難する手段は、「徒歩による避難」を基本とするが、避難対象地域の外または津波避難施設まで、相当の距離があり、津波到達予想時間までに避難対象地域の外まで到達できないと判断したとき、又は身体、体力的に徒歩での避難が困難な場合などは、「自動車による避難」を行う。

なお、津波到達予想時刻までに、避難が間に合わない緊急の場合は、最寄りの津波避難ビル、津波避難タワー等の津波避難施設や頑丈な建物の上階に緊急避難する。

■避難活動の目安



※ 本計画では、津波到達予想時間を 40 分としています。発生する津波の状況により津波到達予想時間が異なることから、安全な避難行動をとるためには、町からの情報伝達のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる手段で情報を得ることが大切です。

■津波からの避難先

津波避難場所は、津波の危険から逃れるため一時的に避難する場所として、避難対象地域の外にある施設又は場所としています。

避難先は、必ずしも町が指定している避難場所にこだわる必要はありません。

災害のおそれなくなった後、自宅が被災により生活できない場合は、津波避難場所等を避難所とし、避難生活をするようになります。

自動車を利用して避難するに当たっての注意事項

自動車を利用して避難を行う際の注意点として、

- ① 停電等による信号機の滅灯
- ② マンホールの隆起、道路の液状化など、地震の揺れによる道路被害
- ③ 事故や、電柱や建物の倒壊などによる通行止め
- ④ ①～③及びその他要因による渋滞の発生
などが考えられる。

これらを回避するため、次のとおりルールを守り円滑な避難を実施すること。

(1) 直線的避難の実施・直進又は左折の基本

交通混乱を起こさず、海岸から迅速に遠ざかるため、海岸線から垂直方向に直線的に避難を行うこと。

また、交通渋滞、交通事故等の交通混乱を起こさないため、避難するにあたりやむを得ない場合を除いて、交差点はできるだけ直進又は左折を基本として通行すること。

(2) 交通マナーの遵守と安全運転

徒歩により避難する方と自動車により避難する方が混在するため、交通事故を起こさないよう、交通マナーを守り、慎重に安全運転を心がけスムーズな避難をすること。

また、徒歩避難者の円滑な避難を妨げることの無いようにすること。

(3) 信号機の滅灯・道路上の障害物等

信号機が滅灯している交差点では、周囲の状況を確認し、慎重に通行すること。

また、道路上への障害物の散乱や、道路被害が発生している可能性があるため、注意深く運転を行うこと。

(4) 複数の避難経路の事前確認

通行止め等を考慮し、迂回ルートや複数の避難経路を事前に確認しておくこと。

(5) 乗り合わせによる車両台数抑制

自動車で避難する台数を減らすため、出来るだけ乗り合わせによる避難を行うこと。

(6) 徒歩避難への切り替え

渋滞等により進めないが、津波が背後に迫ってきている場合は、徒歩による避難に切り替え、安全な場所に避難を行うこと。

なお、車両を置いて避難する場合は、できるだけ道路外の場所に移動し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、緊急車両や他の避難者の妨げとならないよう道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

また、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所に、駐車しないこと。

【参考：津波シミュレーションの限界】

津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間、挙動が大きく異なるとともに、街並みや生活形態等によって被害の様相が大きく変わってくる。シミュレーションは津波浸水予測図を作成するのに有効な手法であるが、その利用にあたってはシミュレーションの限界を理解しておく必要がある。

津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの1つであり、津波が浸水する様子を概略的に把握するものと認識することが重要である。

① 海底地盤の変形の想定限界

津波の大きさは地震による海底地盤の変動の大きさ（高さ）に左右される。シミュレーションでは平均的な地盤変動を想定するため、局所的に大きな地盤変動があった場合は想定する津波の大きさと異なる場合がある。

② 到達予想時間の想定限界

地震の本震前に、前震やなんらかの原因で津波を生じさせる場合があり、本震による津波よりも早く到達する場合がある。

③ 局所的な変動の再現が困難

実際の津波は、わずか数十メートル離れるだけで津波の高さが大きく異なる場合がある。千葉県で実施した津波シミュレーションは12.5mメッシュ（計算格子）であるが、シミュレーションの計算値はメッシュの平均値を示すものであり、局所的な変動は表現できない場合がある。

※ 千葉県津波避難計画策定指針より（平成22年10月）

【参考：東日本大震災時における津波警報等の発表状況】

東日本大震災では、「千葉県九十九里・外房」に対し、14時49分に津波警報が発表され、その後、15時14分に大津波警報3m、15時30分に大津波警報10m超に切り替えられました。

このように、地震発生当初に津波の高さを正確に予想することは困難です。

（凡例）
津波警報（大津波）
津波警報（津波）
津波注意報
解除

表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した。なお、矢印（→）は前回に発表した内容と同じであることを示す。（12日13時50分以降は津波の減衰に伴う津波警報・注意報の切り替えのため、同情報の発表は行っていない）

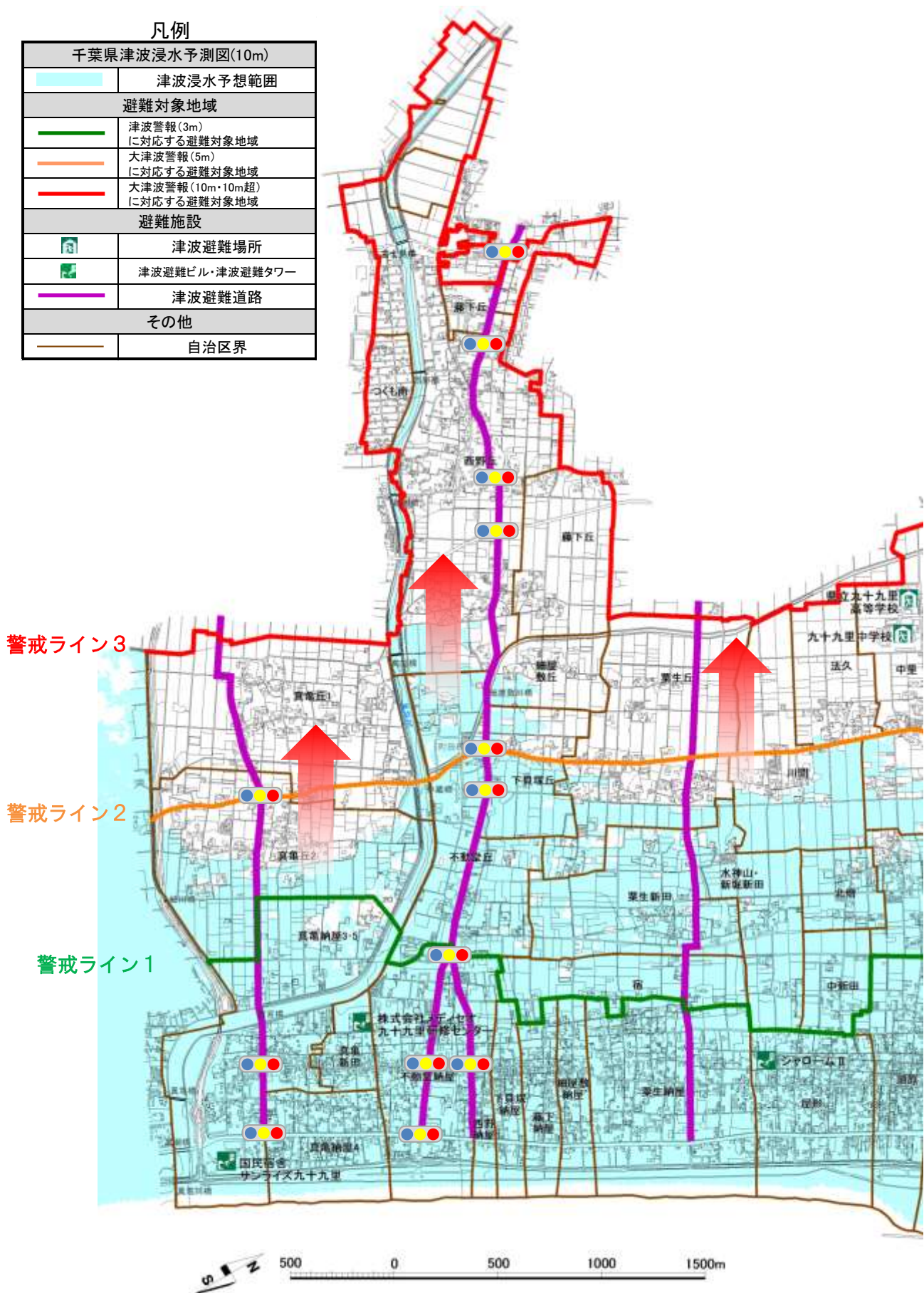
発表時刻	11日 14時49分	11日 15時14分	11日 15時30分	11日 16時08分	11日 16時47分	11日 21時33分	11日 22時50分	12日 03時26分	12日 13時00分	12日 20時20分	13日 07時30分	13日 17時58分
津波予報区												
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	1m	5m	→	→	→	→	→	→	→	解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	5m	8m	→	→	→	→	→	→	→	解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	5m	→	→	→	→	→	→	→	解除
北海道日本海沿岸北部						0.5m	→	→	→	→	→	解除
北海道日本海沿岸南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
オホーツク海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	→	→	→	→	→	→	→	解除
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	解除
陸奥湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
岩手県	1m	5m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
宮城県	5m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
秋田県				0.5m	→	→	→	→	→	→	→	解除
山形県				0.5m	→	→	→	→	→	→	→	解除
福島県	3m	5m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
茨城県	2m	4m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	→	→	→	→	→	→	→	→	解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→	→	→	→	解除
東京湾内湾		0.5m	1m	2m	→	→	→	→	→	→	→	解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	5m	→	→	→	→	→	→	→	解除
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→	→	→	→	解除
相模湾・三浦半島	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→	→	→	→	解除

※ 災害時地震・津波速報 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（気象庁）より

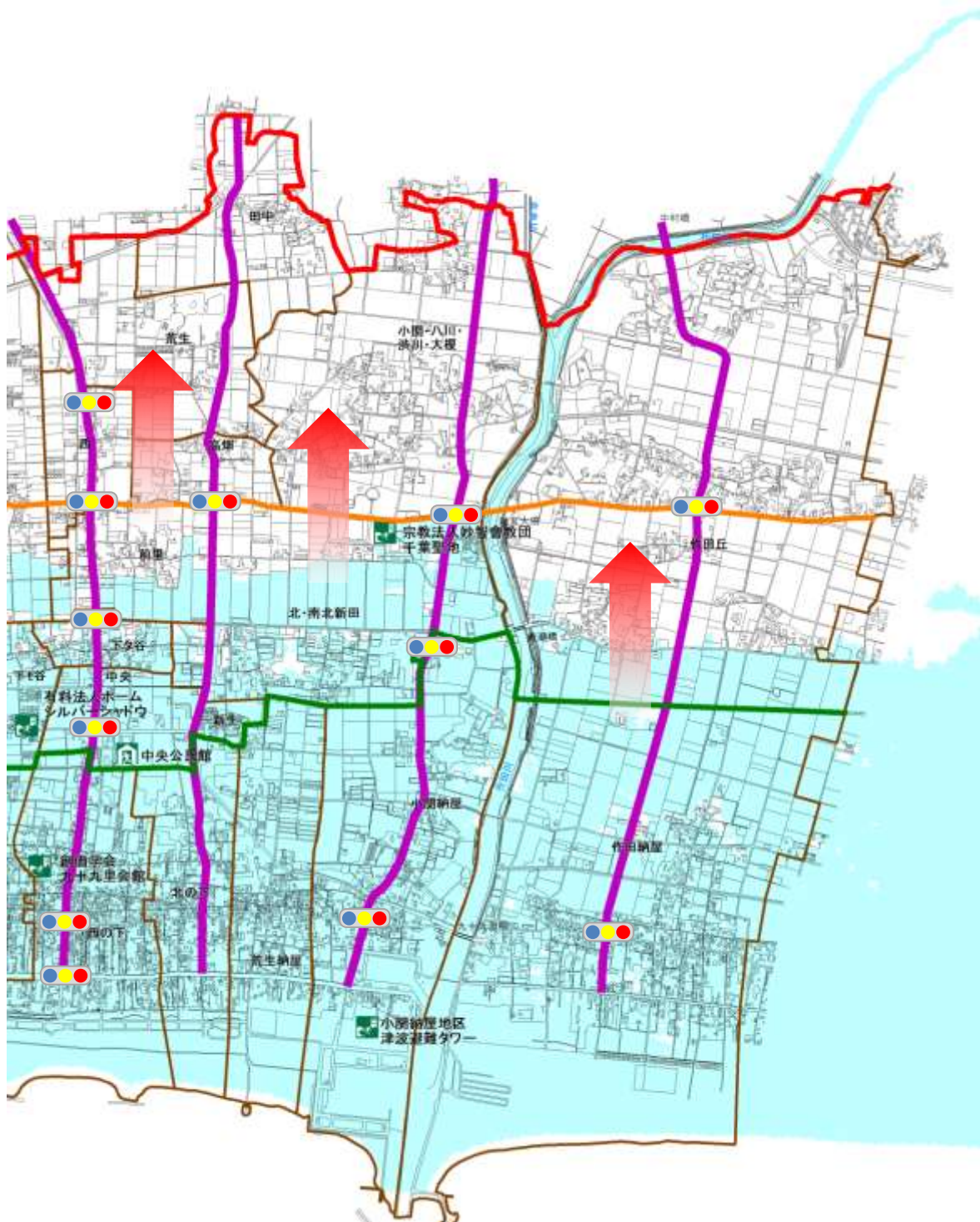
6) 津波避難地図

凡例

千葉県津波浸水予測図(10m)	
	津波浸水予想範囲
避難対象地域	
	津波警報(3m)に対応する避難対象地域
	大津波警報(5m)に対応する避難対象地域
	大津波警報(10m・10m超)に対応する避難対象地域
避難施設	
	津波避難場所
	津波避難ビル・津波避難タワー
	津波避難道路
その他	
	自治区界



- 避難する際に、橋梁を通行する場合は、津波到達予想時間までに通行し、津波到達予想時間を越えた場合は、なるべく橋梁を避けて避難すること。
- 信号機が滅灯している交差点では、周囲の状況を確認し、慎重に通行すること。
- 道路上への障害物の散乱や、道路被害が発生している可能性があるため、注意深く運転を行うこと。



3. 初動体制

1) 津波発生時の初動体制

休日や勤務時間外に津波警報等が発表された場合、町職員は、九十九里町地域防災計画の配備体制の基準に従い、動員指令を待つことなく参集する。また、町長の配備決定による場合は、職員向けメールや電話連絡により伝達を行う。

(1) 活動方針

- ① 自らの安全確保を前提として、非常参集、災害および津波への対応を行う。
- ② 津波浸水予想地域内で活動する職員は、情報収集と伝達、周知広報を最優先に活動を行う。
- ③ 参集・活動時には、周辺状況を総合的に判断し、対応すべき事案に優先順位をつけて、対応にあたる。

(2) 避難誘導

津波から避難する場合、津波到達時間までの限られた時間に迅速な避難行動が必要だが、特に休日夜間の場合は、町や関係機関による初動対応に時間を要する可能性がある。そのため、住民等の自助、共助に基づく自主的、率先的な避難行動が重要であり、町および関係機関等の公助による避難誘導等を含めた災害対応と連携し、安全の確保を図る。

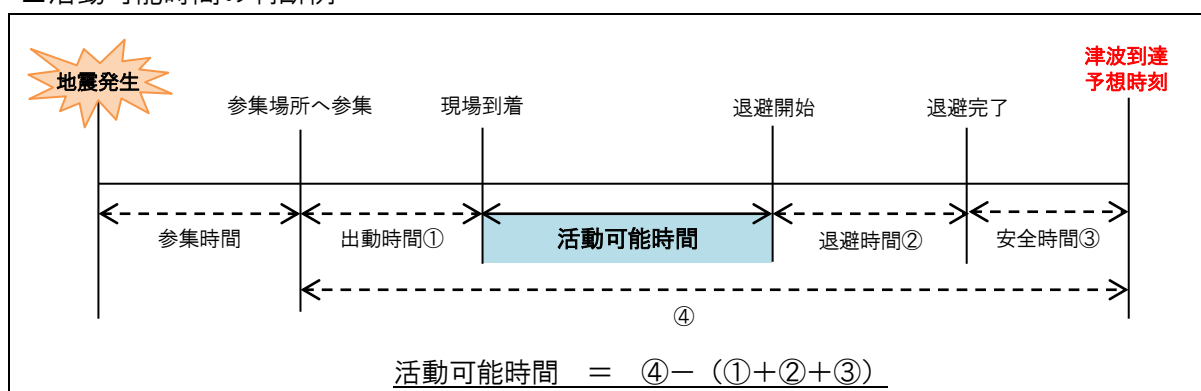
(3) 交通規制

津波警報等が発表された場合、警察等の関係機関と連携し、安全が確保された場所で、津波による被害が想定される方向への交通規制及び避難誘導を実施する。

(4) 活動可能時間

避難誘導等の災害対応を実施するにあたり、自らの命を守ることが最も基本であり、津波の到達予想時間を基にした、活動可能時間を把握する必要がある。なお、活動可能時間の終了を迎えたときは、活動途中でも退避を開始し、津波到達予想時間までに安全を確保する。

■活動可能時間の判断例



※ 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方に関する検討会 中間報告書より

2) 配備体制

■ 配備体制（地震・津波）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前	第 1 配備	(地 震) 町域で震度 4 の地震が発生したとき 【自動配備】 (予 知) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき 【自動配備】 (その他) 災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
	第 2 配備	(地 震) 町域で震度 5 弱の地震が発生したとき 【自動配備】 (予 知) 東海地震注意情報が発表されたとき 【自動配備】 (津 波) 津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波注意報が発表されたとき 【自動配備】 (その他) 災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ・住民課 ・産業振興課 ・まちづくり課 ・ガス課 ・教育委員会事務局 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
災害対策本部設置	第 3 配備	(地 震) 町域で震度 5 強の地震が発生したとき 【自動配備】 (予 知) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき 【自動配備】 (津 波) 津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波警報が発表されたとき 【自動配備】 (その他) 地震又は津波により局地的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （概ね職員の 1/2）
	第 4 配備	(地 震) 町域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき 【自動配備】 (津 波) 津波予報区「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表されたとき 【自動配備】 (その他) 地震又は津波により大規模な災害が発生した場合で町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （全職員）

※ 勤務時間外において、上記のいずれかの配備体制が執られている場合、配備職員以外は、いつでも参集が可能なよう自宅待機とする。

4. 津波情報等の収集と伝達

1) 津波情報等の収集

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が見込まれる場合に、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

■津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		解 説
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生する可能性があります。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	①津波による被害が発生する可能性があります。 (以下、大津波警報②、③と同様)
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったら、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限り避難しましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

(2) 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2) 津波の監視

強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町が設置しているライブカメラの映像や、状況に応じて安全確保できる場所で、津波の河川遡上や潮位等の異常な変動を監視し、実況情報を収集する。

また、収集した情報は、町や関係機関等に通報して、情報を共有し、災害応急対策の迅速な実施に役立てる。

3) 津波情報の伝達

町は、津波情報を防災行政無線、緊急速報メール及びくじゅうくり安全・安心メール等を利用して、住民等に伝達する。

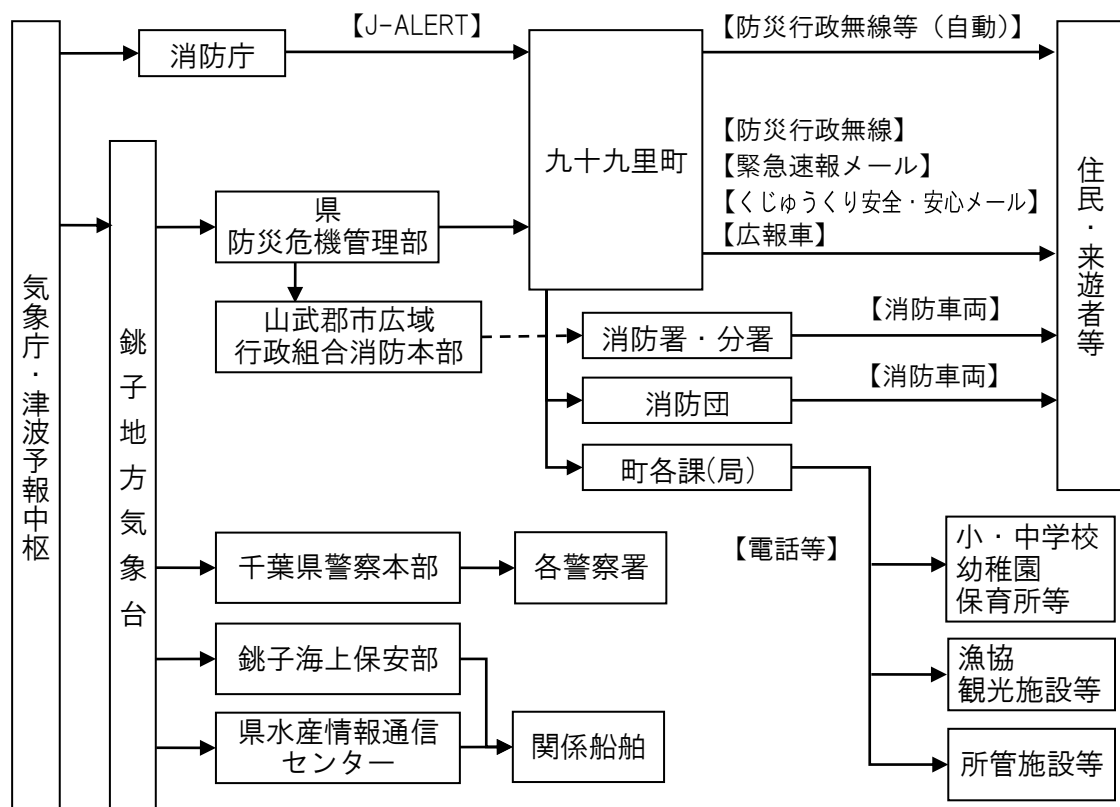
なお、津波警報等が発表された場合は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）により、自動的に防災行政無線で伝達される。

■津波警報等の広報文（例）

種類	広報文例
津波注意報	<J-ALERT自動放送> 【チャイム】 「津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。」（×3回） 「こちらは防災くじゅうくりです。」 <手動放送> 【チャイム】 「こちらは、防災くじゅうくりです。」 「津波注意報が発表されています。直ちに海岸や河川から離れてください。海岸や河川には、絶対に近づかないでください。」 （繰り返し）
津波警報	<J-ALERT自動放送> 【サイレン】（5秒吹鳴6秒休止×2回） 「津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。」（×3回） 「こちらは防災くじゅうくりです。」 <手動放送> 【サイレン】（5秒吹鳴6秒休止×2回） 「津波警報、津波警報 津波による被害のおそれがあります。 直ちに、海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難してください。 警報が解除されるまでは、安全な場所から離れないでください。」 （繰り返し） 「こちらは、防災くじゅうくりです。」
大津波警報	<J-ALERT自動放送> ①東日本大震災クラス 【サイレン】（3秒吹鳴2秒休止×3回） 「大津波警報が発表されました。東日本大震災クラスの津波がきます。 海岸付近の方は高台に避難してください。」（×3回） 「こちらは防災くじゅうくりです。」

大津波警報	②東日本大震災クラス以外 【サイレン】（3 秒吹鳴 2 秒休止×3 回） 「大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。」（×3 回） 「こちらは防災くじゅうくりです。」 <手動放送> 【サイレン】（3 秒吹鳴 2 秒休止×3 回） 「大津波警報、大津波警報 巨大な津波がきます。 ただちに、海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難してください。 津波は、何度も襲ってきます。 警報が解除されるまでは、安全な場所から離れないでください。」 （繰り返し） 「こちらは、防災くじゅうくりです。」
津波警報等解除	<手動放送> 【チャイム】 「こちらは、防災くじゅうくりです。」 「ただ今、【津波注意報・津波警報・大津波警報】が解除されました。」 （繰り返し）

■情報連絡系統



5. 避難勧告・避難指示の発令と伝達

1) 避難勧告・避難指示の発令基準

津波警報等の発表状況に基づき、避難勧告・避難指示を発令する。発令基準及び対象地域は、以下のとおりとする。

■避難勧告・避難指示の発令の基準及び対象地域

発令基準	区分	対象地域
津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（1m）が発表されたとき	状況により 避難勧告	（状況により設定）
津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波警報（3m）が発表されたとき	避難指示	沿岸 16 自治区 （警戒ライン 1）
津波予報区「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（5m）が発表されたとき	避難指示	県道 122 号飯岡片貝線、県道 123 号一宮片貝線（準県）より海側 （警戒ライン 2）
津波予報区「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（10m、10m 超）が発表されたとき	避難指示	町全域 （警戒ライン 3）
強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要性を認めたとき	避難勧告又は 避難指示	（状況により設定）

■避難勧告・避難指示について

区分	内容
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すもの
避難指示	被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの

2) 避難勧告・避難指示の発令

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、津波警報等が解除され、危険が解消したと町長が認めた場合、避難勧告・避難指示の解除を行う。

3) 避難勧告・避難指示の伝達

町は、避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール等を用いて伝達を行う。

避難勧告・避難指示の伝達にあたっては、次の広報文例を参考とする。

■避難勧告・避難指示等の広報文例

種類	広報文例
避難勧告	【サイレン】（5 秒吹鳴 6 秒休止×2 回） 「町災害対策本部からお知らせします。」 「津波警報の発表により、〇時〇分に（避難対象地域）に対して、避難勧告を発令しました。 ただちに海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難してください。」 （繰り返し）
避難指示	【サイレン】（3 秒吹鳴 2 秒休止×3 回） 「町災害対策本部からお知らせします。」 「大津波警報の発表により、〇時〇分に（避難対象地域）に対して、避難指示を発令しました。 ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難してください。」 （繰り返し） ※場合によっては、次のとおり命令調による伝達も考慮すること。 「町災害対策本部から緊急避難命令」 「大津波警報、大至急避難せよ。 （避難対象地域）に避難指示を発令。 大至急、避難を開始し、海岸から遠く離れた高い場所に避難せよ。」 （繰り返し）
避難勧告・避難指示の解除	【チャイム】 「町災害対策本部からお知らせします。」 「〇時〇分に（津波警報・大津波警報）が、解除されたため、 発令した（避難勧告・避難指示）を〇時〇分に解除します。」

種類	広報文例
避難所開設	【チャイム】 「町災害対策本部からお知らせします。」 「(開設する避難所)を避難所として開設しました。 避難する際は、交通状況、危険個所に十分に注意しながら、避難をしてください。」 (繰り替えし) ※自主避難所を開設する場合 【チャイム】 「こちらは、防災くじゅうくりです。」 「津波注意報の発表により、中央公民館を自主避難所として開設します。 避難する際は、交通状況、危険個所に十分に注意しながら、食料、飲料水や身の回りのものを持参してください。」 (繰り返し)
避難所閉鎖	【チャイム】 「町災害対策本部からお知らせします。」 「〇時〇分に(津波警報・大津波警報)が、解除されたため、 (開設する避難所)に開設していた避難所は、〇時〇分をもって閉鎖します。」 (繰り返し)

6. 平常時からの津波避難対策

1) 住民の津波への備え

(1) 情報収集、連絡手段の確保

災害発生時の情報収集手段や、電話会社が提供する「災害用伝言サービス」の利用方法等を事前に確認し、家族間で共有しておきましょう。

また、家族が離ればなれになったときの集合場所も事前に決めておきましょう。

(2) 避難場所や避難経路等の確認

自宅や職場など、自分の生活圏にある避難施設や高台、頑丈な建物の位置を把握し、複数の避難経路を利用して、避難に必要な時間などの状況を事前に確認しておきましょう。

(3) 家庭内備蓄や非常持出品の用意

災害発生に備えて、最低でも3日分（できれば7日分）の食料、飲料水等の備蓄を行いましょう。また、迅速に避難を行うため、日頃から非常持出袋に常備薬や予備のメガネなどの身の回りの品を納め、取り出しやすい場所に置いておきましょう。

(4) 家具などの転倒防止

地震の揺れによる家具の転倒や落下により、負傷や避難通路が塞がれ、迅速な避難の妨げとなるため、家具の配置の見直しや固定など、家具の転倒・落下防止対策を行いましょう。

(5) 津波避難行動に関する知識

- ① 津波警報等が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ海岸や河川から遠く離れた安全な場所に避難すること。
- ② 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- ③ 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- ④ 津波は、繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないこと。

◆「釜石の出来事」について

釜石市は、昭和三陸地震（昭和8年）やチリ地震（昭和35年）等の津波で大きな被害を受けた経験があった。そのため、同市では、「津波でんでんこ」（「てんでんこ」とは各自の意味。海岸で大きな揺れを感じたときは、肉親にもかまわず、各自一刻も早く高台に避難し、津波から自分の命を守れという意味である。）とよばれる自分の命を守ることの重要性や津波の恐ろしさを伝える防災教育を実施してきたほか、「想定を信じるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」という「津波避難の3原則」を強く訴えてきた。

こうした教えによって、例えば、全校児童の9割以上が下校していた釜石小学校では、児童全員が無事に避難することができた。さらに、児童の中には、自宅にいた祖母を介助しながら避難を行ったり、津波の勢いの強さを見て、避難してきたまわりの人々とともに、指定避難所よりもさらに高台へ避難したりする例がみられた。

このように、積み重ねられてきた防災教育が実を結び、「津波避難の3原則」がいかされ、釜石市の小中学生のほとんどが津波から避難をして助かることができた（ただし、下校後等で学校にいなかった小中学生5人が犠牲となり、また、学校事務職員1人が行方不明のままである。）。また、このような小中学生の行動の影響を受けて、地域コミュニティの人々の中にも一緒に避難をして助かる人がみられた。

※ 平成26年版 防災白書より

2) 観光客、海水浴客、観光施設等の避難支援対策

(1) 情報伝達

町は、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール等を用いて、住民や観光客等に対し、情報伝達を行う。

また、観光客等の地理不案内な者への対策として、海拔表示や海岸からの距離、避難方向を表示した津波避難表示板などを設置する。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸地域の来遊者等が多数集まる観光施設、宿泊施設やその他の事業所などについては、施設の管理者等が利用者や従業員等を避難させる必要がある。そのため、施設の管理者等は、情報収集手段の確保や利用者等に対する情報伝達方法、避難誘導方法などを定めた津波避難マニュアルの策定に努め、町はこれに対し、必要な助言等を行うものとする。

3) 避難行動要支援者の避難支援対策

(1) 避難支援

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努め、避難行動要支援者の自助による自主的、率先的な避難行動と、自治区や近隣住民等の共助、町及び関係機関等による公助の連携により、安全の確保を図る。

(2) 社会福祉施設等の避難対策

社会福祉施設の管理者等は、施設利用者の安全確保のため、防災体制や、利用者の避難誘導方法などを定めた避難マニュアルの策定に努め、町はこれに対し、必要な助言等を行うものとする。

4) 町による津波避難支援対策

(1) 津波に関する教育・啓発

町は、ホームページや広報紙、防災訓練などを通じて、津波に関する基本的な知識や、避難行動等について啓発を行う。

また、津波警報等が発表された場合や地震の強い揺れを感じた場合は、避難指示等を待たずに、自主的に避難行動を実施するよう啓発する。



(2) 津波避難訓練

町は、自治区、自主防災組織及び防災関係機関等と連携して、津波発生を想定した津波避難訓練等の継続的な実施に努め、防災意識の向上を図るほか、訓練を通じて課題を抽出し、今後の津波避難対策の検討を行う。

また、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、山武郡内市町合同による避難訓練等の実施についても検討する。

(3) 津波避難道路の整備

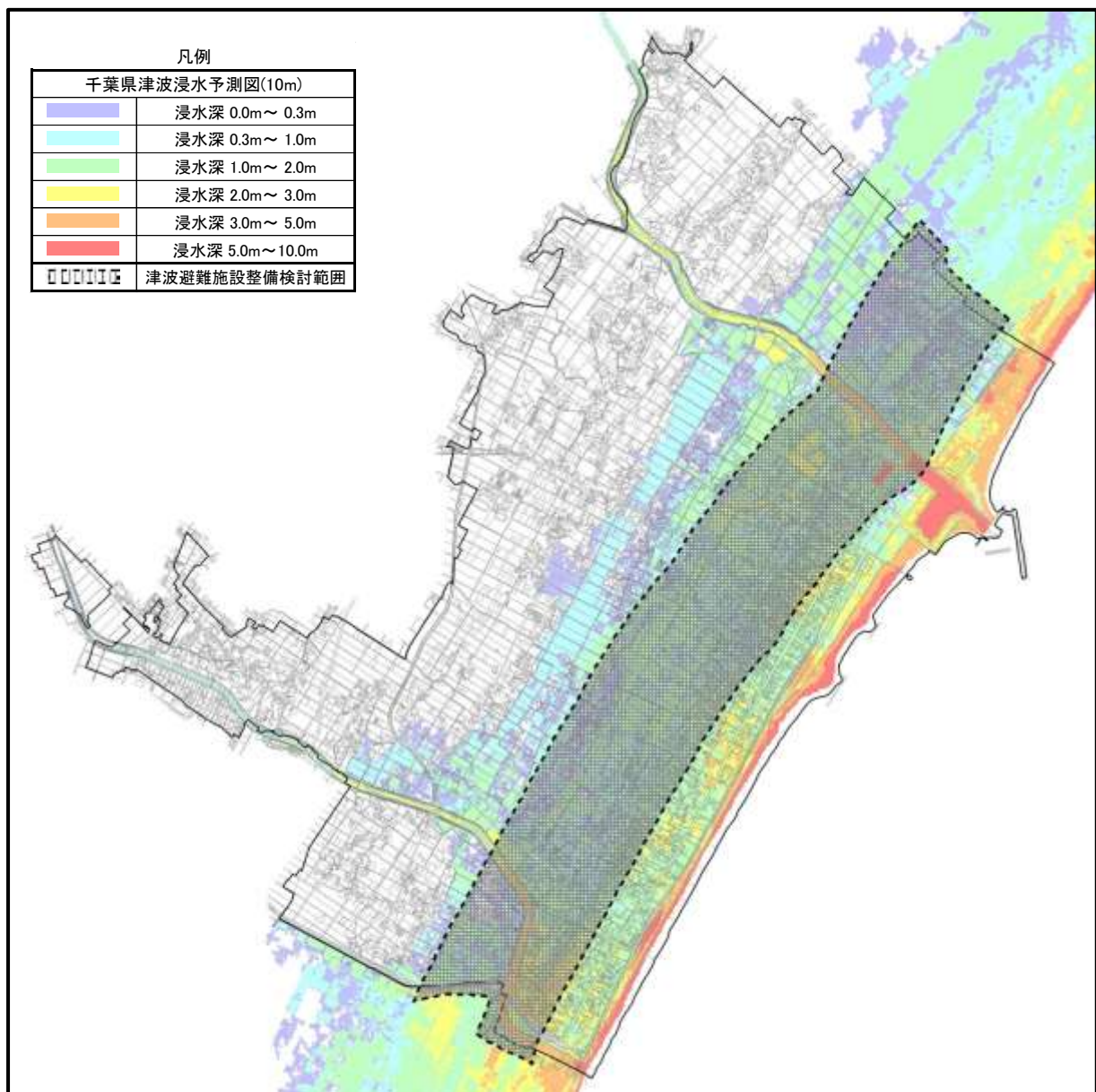
町は、海岸付近から安全な避難ができるよう既存の路線を中心に、避難経路として使用されることが考えられる道路を整備対象路線とし、計画的に避難道路の整備に努める。

(4) 津波避難施設の整備

避難の遅れた住民等が緊急的に一時避難する津波避難施設として、津波浸水予想地域内に津波避難タワーや築山等の設置を検討する。

なお、津波避難施設の設置場所は、徒歩による避難可能距離を考慮し、次の範囲とする。

■津波避難施設整備検討範囲



千葉県山武郡市における大規模災害時の避難マップ

山武郡市の市町（東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町）では、地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため、平成24年8月10日、相互応援に関する協定を締結しました。この協定により、被災市町が応援を要請した場合、区域を越えた避難所の提供などの応援体制が取れることになりました。

津波から避難するためのポイント

- ①強い揺れや長い揺れを感じたら、原則、徒歩・自転車・バイクなどにより、ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難しましょう。
- ②やむを得ず、自動車で避難する場合は、できるだけ複数人で利用しましょう。
渋滞に巻き込まれ、津波による危険が切迫したら、自動車を乗り捨て近くの高い場所に避難しましょう。
- ③安全な場所へ避難した後、防災行政無線や携帯電話（緊急通報メール等）で正確な情報入手し、避難所に移動しましょう。
- ④津波避難に時間的余裕がない場合には、遠くへ避難するよりも、津波避難ビルなどの高い場所へ避難しましょう。

津波避難ビル（津波一時避難ビル）

津波が発生する可能性があるとき、または、発生したときに、避難場所として緊急かつ一時的に避難をする施設。
（市街地に設置したホテル、マンションなど）

避難所

（東金市：避難所等、山武市：避難場所、横芝光町：広域避難所）

災害により、住宅に危険が予測される時、または、住宅が損壊したときに、一定の期間避難生活をする施設。
（学校の体育館、公民館など）

※災害の種類、規模に応じて開設する避難所は変わりますので、ご注意ください。

※災害が発生したときに、一時的に避難して身の安全を確保する場所として、「一時避難場所」（学校のグラウンド、地域の広場など）を整備している市町もあります。

津波避難の方向

